業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026 年９月 15 日開催　（日本証券業協会)]

１．金融庁における組織再編について

○　金融庁では、「資産運用立国」の取組の深化やデジタル技術の進展への対応、金融機関に対するモニタリングの高度化など、金融行政を取り巻く環境変化にきめ細かく対応していくため、2026 年８月７日に組織再編を行った。

○　具体的には、総合政策局及び監督局を「銀行・証券監督局」及び「資産運用・保険監督局」に再編するとともに、監督総括審議官の下で両監督局が連携しながら監督行政を進めるなど、体制の強化を図っている。

○　各証券会社の窓口については、局の名称が「銀行・証券監督局」に変わったが、これまでどおり、証券課や大手証券モニタリング室が担当する。

２．「成長投資を促進するための金融戦略」について

○　2026 年７月 21 日、「経済財政運営と改革の方針 2026」、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」等が閣議決定された。

○　金融庁関連の主な施策は、「日本成長戦略」に基づき同日に公表された、「成長投資を促進するための金融戦略」に記載されている。

○　本戦略には、成長投資を支える官民双方の金融やインベストメントチェーンの機能強化を通じた「強い経済」の実現に向け、

①　17 の戦略分野等への成長投資を支える金融機関・市場の機能強化、地域金融力の強化、

②　企業の中長期的な企業価値向上に向けた成長投資を促進するためのガバナンス改革、

③　家計の安定的な資産形成の促進など、国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備、

④　AI 時代を見据えたオンチェーン金融の推進など、金融インフラへの投

資の促進、

といった施策が盛り込まれている。

○　この戦略において、「金融機関・市場の機能強化」や「国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備」は重要な要素として位置づけられており、引き続き、各証券会社の御協力をお願いしたい。

３．NISA 口座の利用状況調査

○　2026 年７月３日、NISA 口座の利用状況調査（2025 年 12 月末版）を公表した。NISA 口座数は、約 2,821 万口座、総買付額は約 71 兆円となった。あわせて、同日に都道府県別の NISA 口座の利用状況調査（2025 年 12 月末版）も公表した。

○　2026 年調査は６月末と 12 月末の年２回としており、引き続き御協力をお願いしたい。

４．金融機関が実施する金融経済教育の取組状況のアンケート調査

○　政府は、2028 年度末を目途に「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」が米国並みの 20%となることを目標として掲げており、金融経済教育の推進に当たっては、金融経済教育推進機構（J-FLEC）のみならず、各金融機関による取組も重要である。

○　こうした中、金融庁として金融機関による金融経済教育の取組状況を十分に把握できていなかったことを踏まえ、2026 年７月に「金融機関が実施する金融経済教育の取組状況のアンケート調査」を発出した。

○　2027 年３月までの１年間の金融経済教育の取組状況を、2027 年５月までに御報告いただく予定であり、御協力をお願いしたい。

５．令和９年度税制改正要望について

○　2026 年８月 31 日、令和９年度の税制改正要望項目を公表した。

○　主な項目としては、

・　「資産運用立国」の推進に向けた措置として、「NISA の利便性向上等」、「銀行等の投資専門子会社による中小企業への出資に関する特例措置」、「金融所得課税の一体化」、

・　子育て世代への支援に向けた措置として、「生命保険料控除制度の拡充の恒久化等」、

・　金融イノベーションの推進に向けた措置として、「特定信託受益権（信託型ステーブルコイン）に係る所要の措置」

を要望している。

○　今後、年末に向けて議論が本格化していくため、各証券会社においても、引き続き、御協力をお願いしたい。

６．2026 年９月 G20/G7 財務大臣・中央銀行総裁会議における主な議論について

○　2026 年８月 31 日から９月１日にかけて、米国・アシュビルにおいて G20 及び G7 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。

・　AI について、G7 では、フロンティア AI の急速な進展への対応について議論が行われた。片山大臣からは、脆弱性への対応に当たっては優先順位の特定が重要であること、多層防御等の基本的なサイバーセキュリティ対策を着実に進めることが重要であること、開発・検証時における安全装置（ガードレール）について早急に議論を深めることが重要であることなどを指摘した。

・　G20 では、議長総括において、金融セクターにおける AI の健全な導入の重要性が強調された。本件について、金融安定理事会（FSB）は 2026 年６月に市中協議報告書を公表しており、組織全体の AI ガバナンスや AI の開発から運用までのライフサイクル管理に適用できる 12 の健全な実務慣行を提示した。今回の G20 議長声明も、市中協議報告書の最終化への期待を明記している。

・　デジタル資産については、ステーブルコインなどデジタル金融のイノベーションが幅広い経済成長を支え、その担い手として民間セクターが重要な役割を果たすとの考え方を示した。同時に、金融安定や AML/CFT を確保

し、通貨・決済システムへの信認を維持することの重要性も確認された。

・　「現代化」については、強固で持続的な経済成長を支えるため、金融安定性を確保し、金融システムの強靱性及び効率性を促進することにより、規制監督上の枠組みの現代化にコミットしていることが確認された。今後、FSB から本論点に関する市中協議報告書が公表される予定である。

・　金融リテラシーと詐欺対策については、以下のとおりとされた。金融リテラシーは家計の健全性やウェルビーイングの基盤と位置付けられた。2026 年春の G20 関連イベントで片山大臣が発信した「全てのライフステージに応じた金融教育」という考え方を反映する形で、高齢者を含むあらゆる世代に向けた金融教育を拡大することの重要性が強調されている。くわえて、金融教育が資産形成等のためだけでなく、デジタル技術の悪用等により急増する詐欺対策の重要な手段であることも強調された。

○　いずれのテーマにおいても、イノベーションによる経済成長の実現と、金融システムの安定の確保の双方を達成することが重要である。これらは相互補完的であるとの認識のもと、今回の G7・G20 で示された方向性も踏まえ、引き続き、各金融機関の意見を聞きながら国際的な議論に貢献していきたい。

7．Japan Global Capital Markets Conference の開催について

○　金融庁は、2026 年 10 月 19 日に「Japan Global Capital Markets Conference」を開催する。

○　本会議は、Japan Weeks の一環としてコアウィーク（2026 年 10 月 26 日～10 月 30 日）の前週に、「資本市場の進化を実現しつつ、いかに信頼を確保するか」をテーマに開催する。資本市場を取り巻く構造変化や技術革新を踏まえ、強靭で信頼性が高く、国際的に魅力のある資本市場の将来像を探るための国際会議である。

○　国内外の証券規制当局、取引所、金融機関、市場参加者等の代表者が集まり、進化する資本市場の信頼性向上、パブリック市場の活性化、プライベート市場の発展とこれに伴う課題への対応について議論を行う。

○　具体的には、AI 等の新技術の活用による市場監督の高度化と市場の公正性確保、流動性や投資家参加の拡大を通じた市場機能の強化、さらに、多様化

する資金調達手段や投資機会を支えるプライベート市場の拡大や、それに伴う新たなリスクへの対応についても幅広く取り上げる。

○　本会議には国内外の証券規制当局や市場関係者等が幅広く参加する予定であり、日本の金融・資本市場の魅力を世界に発信するとともに、国際的な動向の把握やネットワーク形成に資する貴重な場になると考えている。日本証券業協会会員においても、ぜひ積極的に御参加いただきたい。

８．インターネット取引における不正アクセス・不正取引事案への対応について

○　証券口座の不正アクセス・不正取引事案については、2026 年９月９日、金融庁ウェブサイトにおいて８月末現在の発生状況を公表した。不正アクセス件数、不正取引件数及び不正取引金額のいずれも低水準で推移しているが、引き続き緊張感を持って、投資家への注意喚起やセキュリティ対策の強化を進めていただきたい。

○　また、フィッシングに耐性のある多要素認証の必須化が未対応の事業者においては、必須化までの間のセキュリティ対策にも十分配慮しつつ、顧客に混乱が生じないよう計画的に対応していただきたい。

○　顧客側の事情によりやむを得ず代替的な多要素認証を提供する場合においても、検知機能の強化や多層的な追加認証などにより、不正取引のリスク低減を最大限図っていただきたい。

○　各証券会社においては、引き続き、セキュリティ対策は経営陣の責務と認識し、顧客被害の拡大防止と再発防止のために万全を尽くしていただきたい。

９．令和８年７月～９月に発生した災害等への対応について

○　令和８年熊本地震並びに令和８年８月千葉豪雨、令和８年７月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う災害、令和８年８月 27 日からの大雨に伴う災害、令和８年台風第 24 号及び前線による大雨に伴う災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げる。

○　これらの災害等に関し、熊本県、千葉県、栃木県、富山県、石川県、福井県、鹿児島県及び愛知県内に災害救助法が適用されたことを受け、各財務局

と日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。

○　くわえて、令和８年熊本地震については、事業者への資金繰り支援の徹底等に向けて、2026 年７月 31 日付で、官民金融機関に対して関係省庁連名による要請を発出した。

○　各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

（参考）災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日　（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○令和８年熊本地震			
熊本県	７月 28 日（７月 28 日）	九州財務局	７月 29 日
○令和８年８月千葉豪雨			
千葉県	８月 13 日（８月 13 日）	関東財務局	８月 14 日
○令和８年７月 17 日から 18 日にかけての大雨			
栃木県	７月 17 日（８月 20 日）	関東財務局	８月 21 日
○令和８年８月 27 日からの大雨			
富山県、石川県	８月 27 日（８月 27 日）	北陸財務局	８月 27 日
福井県	８月 29 日（８月 30 日）	北陸財務局	８月 31 日
○令和８年台風第 24 号及び前線による大雨			
鹿児島県	９月４日（９月５日）	九州財務局	９月７日
愛知県	９月８日（９月９日）	東海財務局	９月９日

10. 価格転嫁・取引適正化に向けた対応について

○　2026 年６月１日、「第５回中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議・第３回賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ合同会議」が開催され、価格転嫁・取引適正化を阻害する商慣習が取り上げられた。

○　また、2026 年６月 26 日、中小企業庁より、価格交渉促進月間（2026 年３月）フォローアップ調査結果が公表され、金融・保険業の価格転嫁率は 56.5%（全 32 業種中 11 位）であった。

○　各金融機関においては、こうした件も踏まえながら、物価上昇を上回る賃上げを実現・定着させるべく、引き続き、価格転嫁・取引適正化に向けて適切に対応いただきたい。

11. 認知症サポーター養成

○　特に、同基本計画において取り組むこととされている「認知症サポーターの養成の推進」については、2026 年６月末日時点の認知症サポーター数は、各金融機関のサポーター含め全体で約 1,721 万人であった。2025 年同時点（約 1,635 万人）より約５%増と着実に増加しており、共生社会の実現の推進に向けた一層の取組を期待している。

○　2026 年９月は、同法に基づく「国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため」の認知症月間、また、９月 21 日は認知症の日である。各金融機関においては、「認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう」、引き続き、認知症の方に対する必要かつ合理的な配慮に努めていただきたい。

12. AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策の強化について

○　2026 年７月 31 日、第６回サイバーセキュリティ戦略本部において、金融分野を含む重要インフラ事業者等において分野横断的に講ずべきサイバーセキュリティ対策の指針となる「重要インフラ統一基準」が決定された。同本部では、AI 性能の高度化を踏まえた政府全体のサイバーセキュリティ対策パッケージである「Project YATA-Shield」の取組も示された。

○　金融庁としては、2026 年５月にフロンティア AI による脅威変化を踏まえた短期的な対応について要請を行っており、本要請に関する考え方等を整理した補助文書を３回に分けて発出している。金融機関においては、これらの補助文書も参考にして、短期的な対応を着実かつ早急に進めていただきたい。

（参考）
６月 12 日：要請文の「②優先的に対応すべきサービス／IT システムを特定する」について補助文書その１を発出
７月３日：要請文の「⑥パッチ適用プロセスをリスクベースにする」について補助文書その２を発出
７月 10 日：要請文の「⑤ベンダーとの維持保守契約の内容を確認する」及び「⑧優先サービス／IT システムの停止に備える」について、補助文書その３を発出

○　さらに、2026 年７月には、サイバーセキュリティ対策強化に向けた取組の一環として、サイバーセキュリティに関する自己点検シート（サイバーセキュリティセルフアセスメント（CSSA））を、業界団体を通じて各金融機関に送付し、自己評価の実施を依頼している。今回の CSSA には、2026 年５月 22 日に発出した要請文を踏まえた設問を含んでいるため、自組織の対応状況を十分に確認の上、適切に回答いただくようお願いしたい。

13.「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」の公表等について

○　2026 年７月 30 日に、「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」を公表した。

○　金融業界における IT の複雑化、サードパーティへの依存の高まり、サイバー攻撃の高度化等を背景として、金融機関の経営、ひいては金融システムの安定に影響を及ぼし得るリスクが一層高まっている。

○　経営陣においては、本レポートも参考に、IT リスク及びサイバーリスクを経営上のトップリスクとして認識し、自組織のガバナンス、管理態勢、投資、人材育成並びにサードパーティリスク管理について不断に見直し、その実効性を継続的に高めていただきたい。

○　また、各種対策を講じていたとしても、なお障害又はインシデントは発生し得るとの前提に立ち、IT レジリエンスを強化する必要がある。

○　金融庁としては、金融機関の自助及び金融業界の共助を促進するとともに、

検査・モニタリングに加え、意見交換、情報共有、ガイダンスの提供、演習等の機会の提供といった公助の取組を推進していく。

14.「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題(2026 年７月)」の公表について

○　2026 年７月３日、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2026 年７月)」を公表した。

○　マネー・ローンダリング（以下、マネロン）等対策については、2024 年３月末の態勢整備期限を過ぎて、ほぼ全ての金融機関において基礎的な態勢整備を完了しており、金融活動作業部会(FATF)第５次対日相互審査も見据え、直面するリスクに応じて継続的に態勢を高度化することが重要である。金融庁も、2025 事務年度より検査等において各金融機関における有効性検証の取組状況を確認しており、本レポートでは確認された課題事例等について紹介している。

○　金融犯罪対策については、被害状況が年々、深刻な状況となっている中、金融機関においては、他の金融機関や警察との情報共有・連携が重要となっており、こうした連携に係る取組等について記載している。

○　各金融機関においては、本レポートも参考に、自らのマネロン等対策・金融犯罪対策の高度化に取り組んでいただきたい。

15. リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果について

○　顧客本位の業務運営のモニタリングについて、2024 事務年度までは、個別商品の態勢面を着眼点としてモニタリングを実施してきたが、
　2025 事務年度は、顧客本位に基づく金融商品販売を実践するための態勢が構築されているかを中心に態勢全般という大きな枠組みで実態把握（※1）を行った。

（※１）経営理念を出発点として、リテールビジネス戦略・取組方針・リソース配分・業績評価体系といった一連の枠組みが全て整合的に策定され、実効的に機能しているか、経営陣の主体的な関与の下で、PDCA サイクルを通じて顧客本位に基づく金融商品販売を実践する態勢等

が構築されているかといった観点から実態を把握した。

○　モニタリング手法を変えた背景は、投資信託の回転売買（2019 事務年度）や外国株式の短期売買（2024 事務年度）など、金融庁が過去に提起したものと同様の課題が商品を変えて発生しており、
こうした課題が繰り返し発生している原因は、課題の根本原因を追及する検証や、その根本原因を解消するための施策の策定・実行が十分になされていないなど、抜本的な態勢の改善に向けた取組が十分に行われていない可能性があるのではないかと考えたためである。

○　長期的な視点で顧客に付加価値を提供することが、ひいては金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築につながると考えており、
経営陣においては、各金融機関が目指す金融商品販売を通じた顧客への付加価値の提供が十分になされているのかについて深度ある検証を行うなど、2026 年７月 29 日に公表した当該モニタリング結果（※2）も参考にしつつ、顧客本位の業務運営の進展に向けて、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

（※２）リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果

16.「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2026」について

○　金融庁においては、資産運用サービスを提供する様々な金融機関について業界横断的なモニタリングを実施し、その結果を、2026 年７月 24 日に「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2026」として公表した。

○　レポートでは、資産運用会社のミドル・バックオフィス業務や信託銀行の資産管理業務の高度化、企業型 DC・iDeCo の運営環境の改善、PE ファンドの資金調達や投資環境に関する現状と課題などを取り上げている。

○　日本証券業協会に関連するポイントは、次のとおりである。

・　運営管理機関等が、加入者等の最善の利益に配慮しつつ、安定的かつ質の高い DC サービスを継続的に提供していくためには、制度・業務運営の効率化を通じた持続可能なビジネス構造の確立が重要である。政府における、制度の効率化・シンプル化に向けた大胆な改革の検討と併せて、運営管理機関等においては、高コストな業務の洗い出しや制度改善の提案を行

うとともに、運営面でも、例えば、レコードキーパーが複数あることが加入者等にとってプラスかという点に留意しつつ、中長期的なあるべき姿や必要な対応について、業界全体で深度ある検討をお願いしたい。

○　各金融機関には、資産運用サービスの高度化に向け、本レポートを参考に、深度ある分析・検証を行い、必要に応じて、改善を検討いただきたい。金融庁としても、対話等を通じてその進捗状況等を継続的にフォローアップしていく。

（以　上）